

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 30 日

福岡地方裁判所小倉支部第 1 民事部

裁判所書記官 久保山 勝

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 15 日から 令和 7 年 10 月 22 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 10 月 29 日 午前 10 時 00 分 福岡地方裁判所小倉支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 11 月 12 日 午前 10 時 00 分 福岡地方裁判所小倉支部第 1 民事部
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 30 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物 件 目 録

- 1 所 在 北九州市八幡西区黒崎三丁目
地 番 36 番 14
地 目 宅地
地 積 138.77 平方メートル
- 2 所 在 北九州市八幡西区黒崎三丁目 36 番地 14
家屋 番号 36 番 14
種 類 店舗
構 造 鉄筋コンクリート造スレート葺 5 階建
床 面 積 1 階 106.72 平方メートル
2 階 95.62 平方メートル
3 階 111.14 平方メートル
4 階 111.14 平方メートル
5 階 111.14 平方メートル
(現況)
種 類 店舗・事務所・倉庫

物 件 明 細 書

令和 7 年 9 月 3 日

福岡地方裁判所小倉支部第 1 民事部

裁判所書記官 久保山 勝

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 2】

賃借権

範 囲 2 階 (ただし共用部分を除く)

賃借人 株式会社シード

期 限 令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで

賃 料 1 5 万 0 0 0 0 円

賃料前払 なし

敷 金 なし

保証金 なし

特 約 なし

上記賃借権は最先の賃借権である。期限後の更新は買受人に対抗できる。

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

その余の部分を本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》



-



物 件 目 録

- 1 所 在 北九州市八幡西区黒崎三丁目
地 番 3 6 番 1 4
地 目 宅地
地 積 1 3 8 . 7 7 平方メートル
- 2 所 在 北九州市八幡西区黒崎三丁目 3 6 番地 1 4
家屋 番号 3 6 番 1 4
種 類 店舗
構 造 鉄筋コンクリート造スレート葺 5 階建
床 面 積 1 階 1 0 6 . 7 2 平方メートル
2 階 9 5 . 6 2 平方メートル
3 階 1 1 1 . 1 4 平方メートル
4 階 1 1 1 . 1 4 平方メートル
5 階 1 1 1 . 1 4 平方メートル
(現況)
種 類 店舗・事務所・倉庫

令和7年(ケ)第44号
令和7年6月17日受理
令和7年7月22日提出

現況調査報告書

福岡地方裁判所小倉支部

執行官 馬 場 敏 幸 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 北九州市八幡西区黒崎三丁目
地 番 36番14
地 目 宅地
地 積 138.77平方メートル
- 2 所 在 北九州市八幡西区黒崎三丁目 36番地14
家屋 番号 36番14
種 類 店舗
構 造 鉄筋コンクリート造スレート葺5階建
床 面 積
1階 106.72平方メートル
2階 95.62平方メートル
3階 111.14平方メートル
4階 111.14平方メートル
5階 111.14平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	北九州市八幡西区黒崎三丁目5番12号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件土地に下記建物を所有して占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：店舗・事務所・倉庫 ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☒ その他の者 建物所有者が2階を除く全部を事務所・倉庫等（空家）として、その他の者が2階部分をダンススタジオとして占有している ☒ その他の者の占有権原は「占有者及び占有権原」記載のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件2関係)			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 2階 (ただし共用部分を除く)	
占有者		☐ 債務者 ☒ 側シード	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☒ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■側シード代表者(占有者) ☐ 所有者 ☐)の陳述/■提示文書(賃貸借契約書)の要旨			
占有権原		☒ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成22年4月30日	
最初の 契約等	契約日	平成22年4月30日	
	期間	平成22年4月30日から 平成22年10月31日まで6ヶ月間	
更新の種別		☒ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期間	令和6年11月1日から ☒ 令和7年10月31日まで1年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()	
	賃料・支払時期等	毎月 金150,000円 (毎月5日限り, 翌月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☒ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
☒ 北九州市上下水道局職員	本件建物の直近の水道供給契約内容は次のとおりです。 契約者氏名 成斗建設㈱（セイトケンセツカブシキカイシャ） 契約日 平成19年5月16日 ※令和6年9月分の水道使用料金滞納のため、令和6年12月17日に停止実行。
☒ 所有者特別代理人 A	特別代理人として受任間もないために、本件建物にかかる権利等については現在調査中です。
☒ ㈱シード	1 本件建物の2階を賃借しています。 2 賃貸借契約の内容等については3枚目のとおりです。 3 本件建物に入居した当初は月額賃料が5万円でしたが、わずか数ヶ月で現在の月額賃料15万円に突然引き上げられました。 現在の月額賃料は、差押のために西部市税事務所に支払っています。 4 令和6年9月ころから共用部分の電気が停まってしまい、エレベーターが使えません。 また水道も給水停止されたために、当社が利用していた3階のトイレが使えない状態になっています。 このような事情なので、買受人とは賃料について協議したいと思っています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

(接道等)

- 本件土地は、公図のとおり、無地番の道路に接道している。

(形状等)

- 物件1の土地には現地復元性を有すると思われる図面が存在しない。

本件土地と隣地との境界付近には境界を示す境界杭等が存在し、現地の形状と上記図面の形状等はほぼ一致する。

(占有等)

- 本件建物の占有状況は、関係人の陳述及び立入調査等の結果から、3枚目のとおりと認めた。

(損傷・その他)

- 本件建物には経年劣化以外の大きな損傷等は認められなかった。

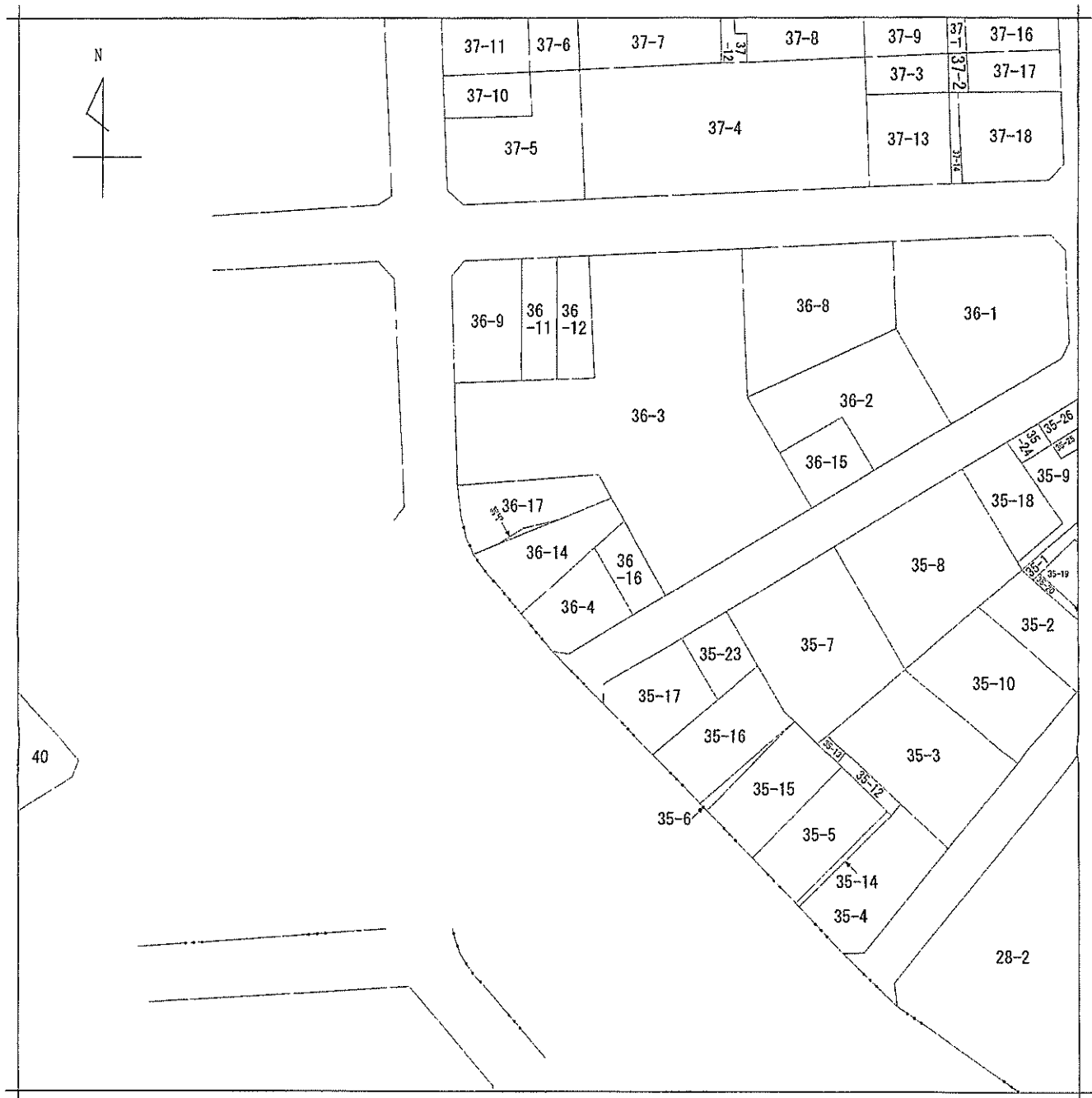
- 1階の倉庫には大量の建築資材等が存在した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

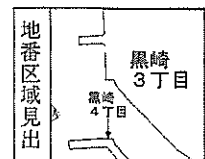
(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R 7年 6月17日 (火) 17:30 - 17:40	執行官室	ライフライン調査 (水道)
R 7年 6月17日 (火) 17:40 - 17:50	執行官室	建物図面請求
R 7年 6月18日 (水) 10:30 - 10:50	福岡法務局 八幡出張所	公図, 地積測量図, 建物図面等の調査
R 7年 6月19日 (木) 13:20 - 14:15	物件所在地	現地特定, 写真撮影 占有者と面談, 特別代理人への電話
R 7年 7月15日 (火) 11:30 - 13:15	物件所在地	立入調査, 写真撮影 占有者と面談
R 7年 7月16日 (水) 16:00 - 16:20	福岡法務局 八幡出張所	罫シードの履歴事項全部証明書取得のため
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 解錠技術者及び立会人を同行して臨場した。 ☒ 令和7年7月15日 目的物件入口 (4階、5階、屋上) は施錠されていたので, 立会人Bに立会わせて, 解錠技術者に解錠させて本件建物内に立ち入った (3階は未施錠だったので立会人を立会わせた。) 。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注)チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 黒崎4丁目

請求部	所在	北九州市八幡西区黒崎三丁目				地番	36番14			
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月18日
福岡法務局八幡出張所
登記官

請求番号：9-1
(1/1)

(7枚目)

A 4判に縮小

公用

登記年月日：平成3年11月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和7年6月18日 福岡法務局八幡出張所

登記官

A4判に縮小

(8枚目)

請求番号：9-2

056451

昭3年11月19日登記
 各階平面図

建築物各階平面図

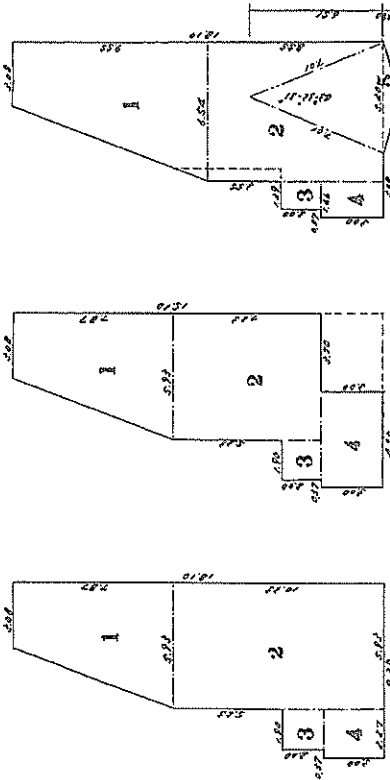
家屋番号 36-1/4

建物の所在 北九州市八幡西区黒崎三丁目36番地ノ4

3階、4階、5階
 同型

2階

1階



1階求積表

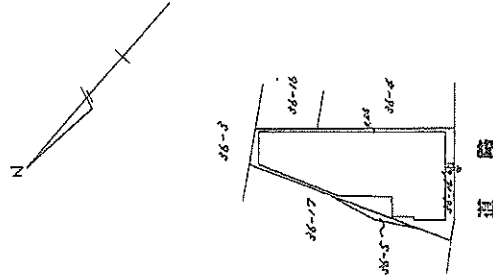
符号	算式	積
1	$7.87 \times (2.08 + 5.83) \div 2$	35.25235
2	10.23×5.93	60.6639
3	2.00×1.90	3.800
4	2.00×2.27	4.540
計		106.74825
床面積		106.74825

2階求積表

符号	算式	積
1	$7.87 \times (2.08 + 5.83) \div 2$	35.25235
2	7.13×5.93	42.2759
3	2.00×1.90	3.800
4	2.00×4.30	8.600
計		95.28825
床面積		95.28825

3階、4階、5階求積表

符号	算式	積
1	$9.55 \times (2.08 + 4.54) \div 2$	45.7955
2	8.55×6.54	55.917
3	2.00×1.29	2.580
4	2.00×1.66	3.320
5	$(7.00 + 2.00) \times 2.11 \div 2$	1.7565
計		111.129
床面積		111.129



作製者 土井 誠
 (平成3年11月13日作製)

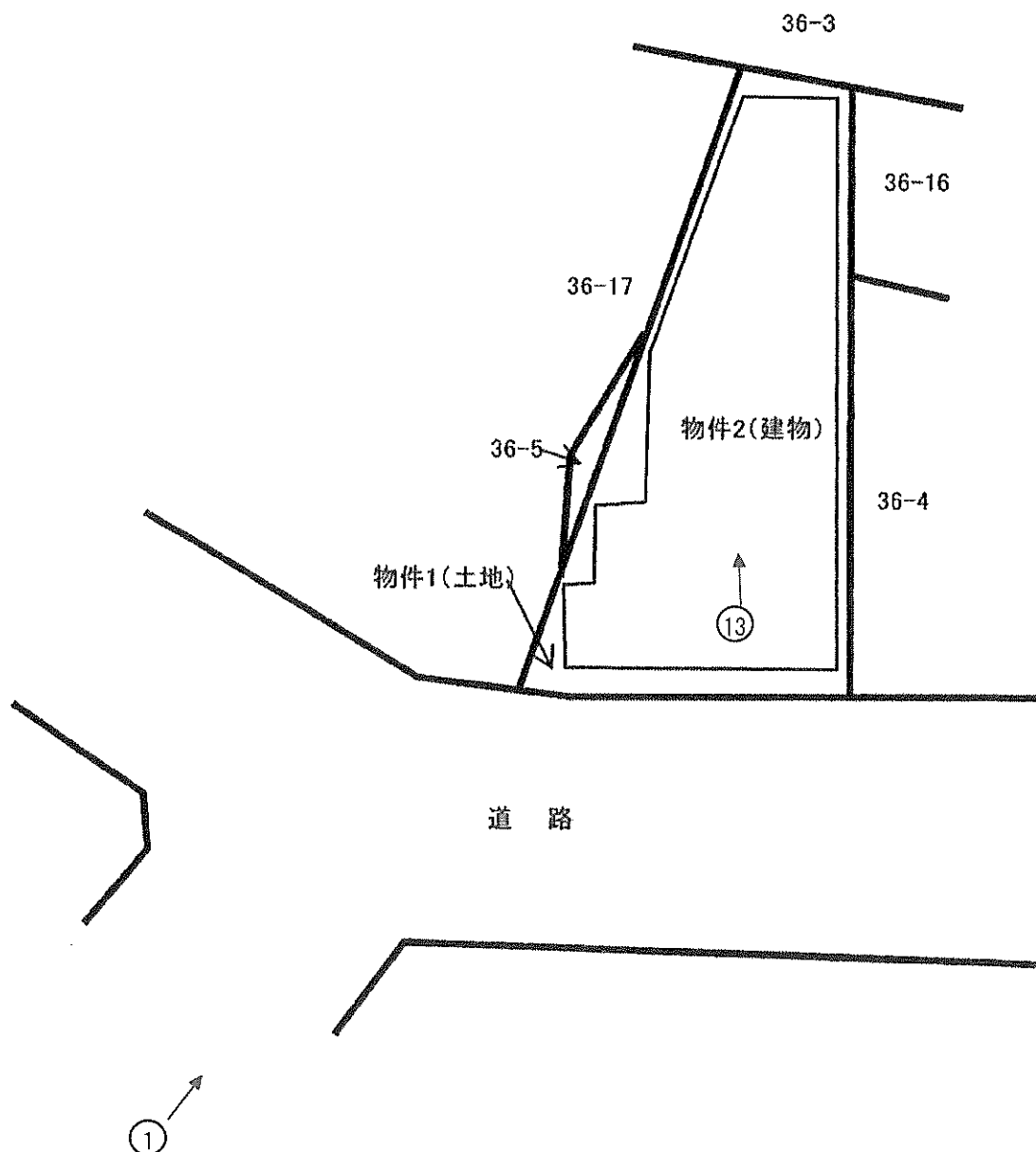
申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

土地建物位置関係図

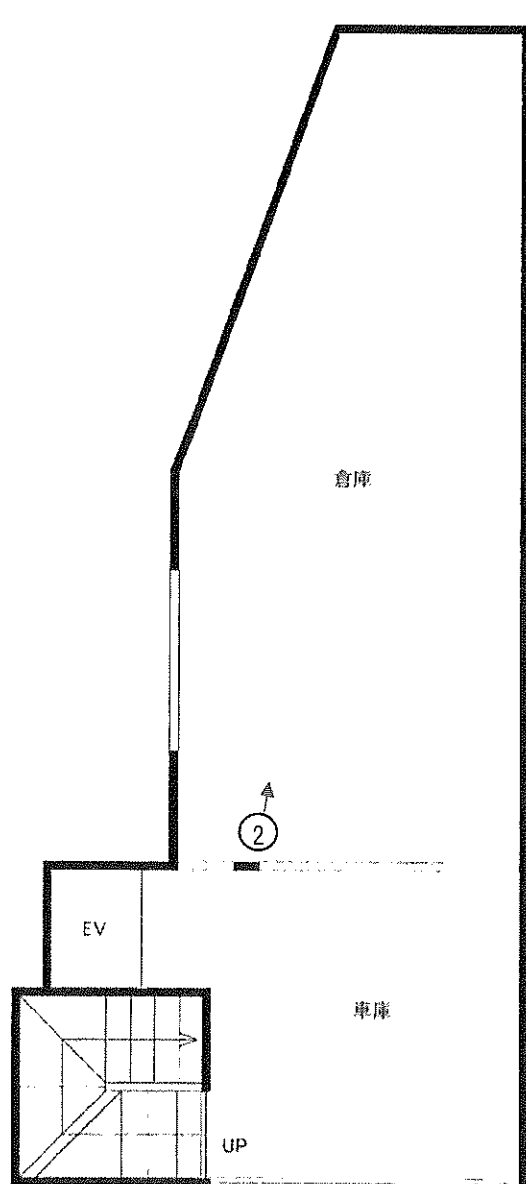
↑ 写真撮影位置方向



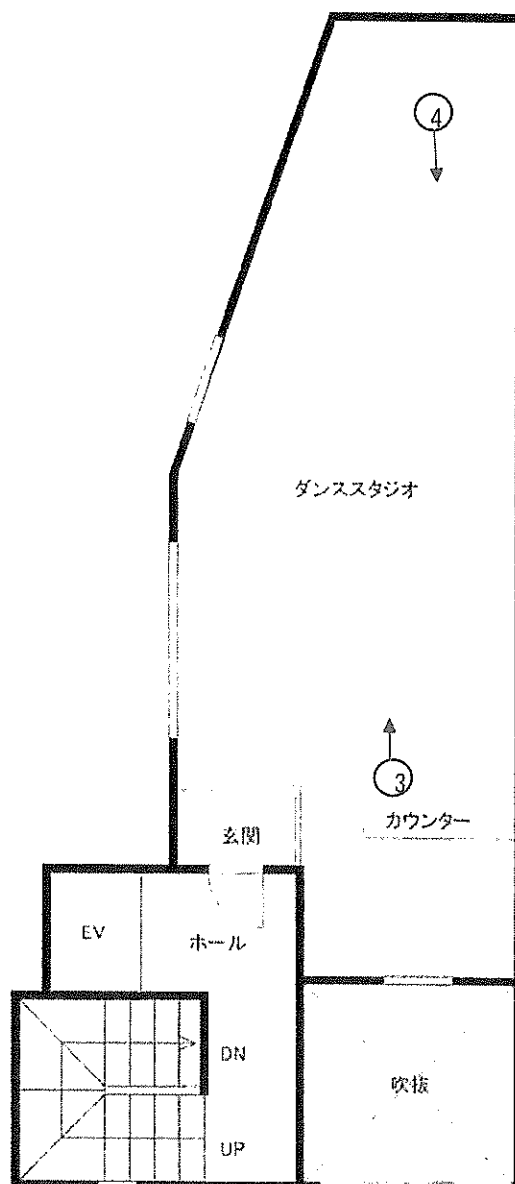
※ 写真 ⑬ は屋上で撮影

間取図

↑ 写真撮影位置方向



1階



2階

間取図



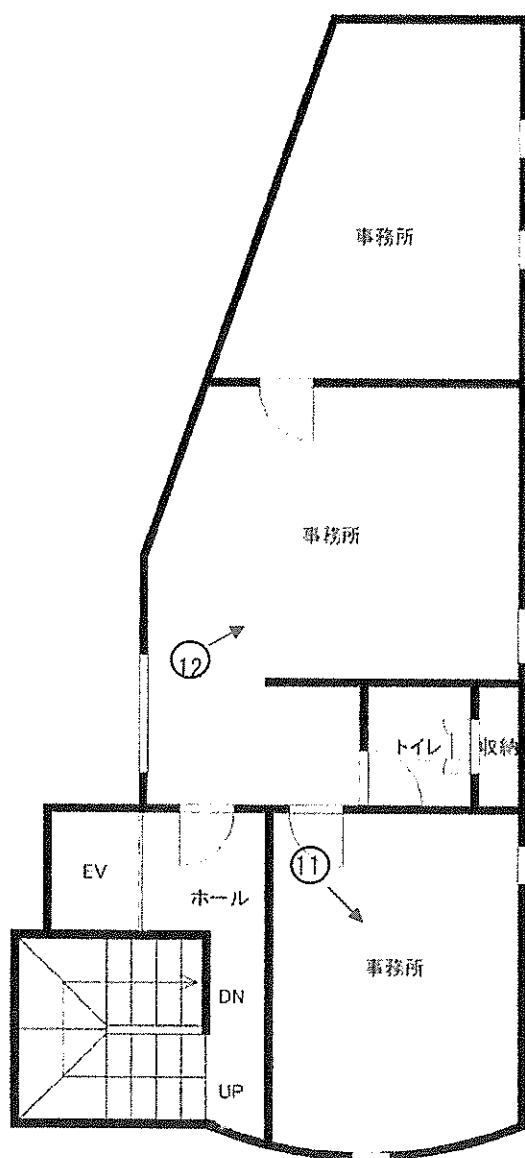
↑ 写真撮影位置方向



間取図



↑ 写真撮影位置方向



5階



No. 1

本件建物の外観を撮影

本件建物



No. 2

本件建物の室内を撮影

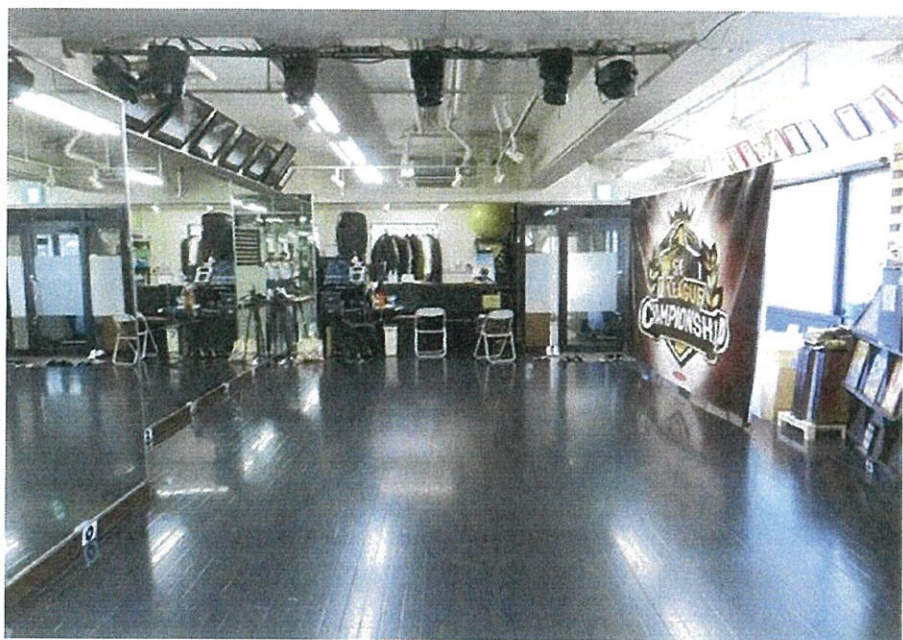
(1階)



No. 3

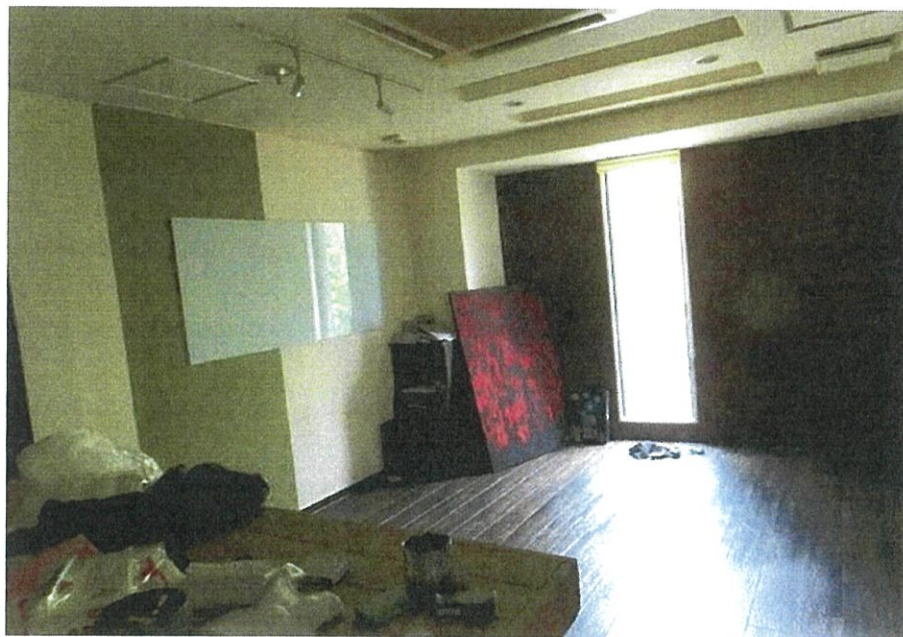
本件建物の室内を撮影

(2階)



No. 4

本件建物の室内を撮影
(2階)



No. 5

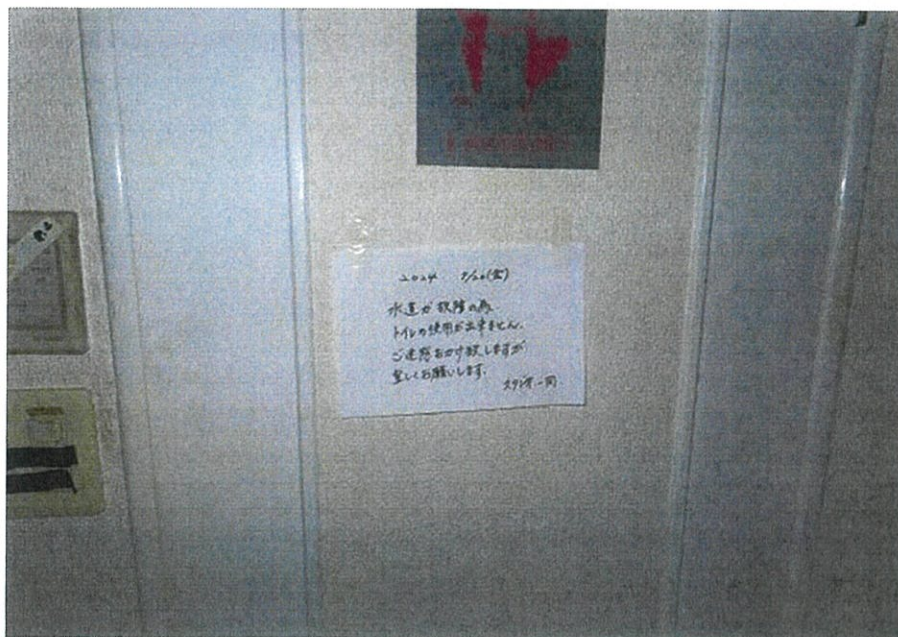
本件建物の室内を撮影
(3階)



No. 6

本件建物の室内を撮影
(3階)

(14枚目)



No. 7

本件建物の室内を撮影

(3階)



No. 8

本件建物の室内を撮影

(3階)



No. 9

本件建物の室内を撮影

(4階)

(15枚目)



No. 10

本件建物の室内を撮影
(4階)



No. 11

本件建物の室内を撮影
(5階)



No. 12

本件建物の室内を撮影
(5階)

(16枚目)



No. 13

本件建物の屋上を撮影

No. _____

No. _____

令和 7 年（ケ）第 44 号
令和 7 年 7 月 15 日 現地調査
令和 7 年 7 月 22 日 評 価

福岡地方裁判所小倉支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
福 山 道 和

第1 評価額

一括価格	
金 22,500,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 5,750,000 円
物件2（建物）	金 16,750,000 円

- ① 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については、原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	北九州市八幡西区黒崎三丁目 36 番 14 宅地 138.77 m ²	特記事項のとおり
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	北九州市八幡西区黒崎三丁目 36番地14 36 番 14 店舗 鉄筋コンクリート造スレート葺5階建 1階 106.72 m ² 2階 95.62 m ² 3階 111.14 m ² 4階 111.14 m ² 5階 111.14 m ²	同上
番号	特 記 事 項		
1	・ 数量については、地積測量図がなく、また現地の状況や建物の配置等により正確に確認できないが、登記及び公図と現地における状況がおおむね符合するので、登記地積を採用して評価した。		
2	・ ほぼ登記記載の数量のとおりである。 ・ 現況は店舗・事務所・倉庫である。		
住 居 表 示		北九州市八幡西区黒崎三丁目5番12号	

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通 (直線距離)	JR鹿児島本線「黒崎」駅の南西方、約270m。 西鉄バス「西鉄黒崎バスセンター」停留所の南方、約120m。 (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	対象不動産の所在する近隣は、国道3号の背後に店舗、事務所、共同住宅等が建ち並ぶ駅前商業地域である。今後とも地域の状況に変化はなく、現状を維持するものと思われる。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	商業地域
	建 ぺ い 率	80%
	容 積 率	400%
	防 火 規 制	防火地域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域、駐車場整備地区 居住誘導区域、都市機能誘導区域
画 地 条 件	地 積	138.77㎡ (登記地積)
	形 状	ほぼ台形 (別添「公図(写)」参照)
	間 口	約11m
	奥 行	約20m
	接 道 関 係	一方路
	そ の 他	特になし
接面道路の状況	南西側で幅員 約 8.0 m の舗装 市道 と概ね等高に接面。 (建築基準法第42条第1項の道路に該当)	
土地の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり。	
供給処理施設	上水道 : あり ガス配管 : あり 下水道 : あり (注) 敷地内への引き込みを基準とし、「あり」とは引き込みが有る場合である。	
特 記 事 項	①周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ②現地調査及び官公署における公表資料を調査した範囲では、土壤汚染をうかがわせる事実は認められない。	

2. 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日(登記記載)：平成3年11月1日 新築 経過年数：約 34 年 経済的全耐用年数：約 40 年 経済的残存耐用年数：約 6 年
仕 様	構造：鉄筋コンクリート造5階建 屋根：スレート葺 外 壁：吹付けタイル ほか 天井：直塗り仕上げ、ビニールクロス貼 ほか 床：塩ビシート、板張 ほか 内 壁：直塗り仕上げ、ビニールクロス貼 ほか 設備：電気、ガス、給排水設備 等 その他：特になし
床面積(現況)	未登記の増築並びに滅失部分はなく、登記上の床面積とほぼ同様である。
現況用途等	現況用途：店舗・事務所・倉庫 間取り：別添「間取図」参照
品 等	使用資材：普通 施工状態：普通
保守管理の状態	やや劣る 大きな損傷等は見られないが、下記の軽微な損傷等がある。 ①内外装に経年に伴う傷みが見られる。 ②3階のトイレが使えない状態にある。 ③電気が止められているためエレベーターが動いていない。賃借人よれば昨年9月頃に動かなくなったとのことである。 ④内壁の一部破損、壁クロスの汚れ・剥がれ等が見られる。
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり。
特記事項	①建物に付属する各種設備については、動作確認までは出来ないため、使用可能かどうか不明である。 ②建物内に大量の工事資材等が山積みされているほか事務用品等の残置物がある。 ③賃借人によれば5年～8年位前に外壁塗装等の大規模修繕がなされていたとのことである。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	137,000	0.98	138.77	0.90	16,770,000

【注】計算結果の数値は、万円未満を四捨五入した。(以下同じ)

ア 標準画地価格：基準地「北九州八幡西(県)5-2」の公示価格等を規準として査定した。

$$\begin{array}{ccccccccc} & \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 122,000\text{円/㎡} & \times & \frac{112}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & = & 137,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：補正要因なし 1.00

◇ 地 域 格 差：街路条件 接近条件 環境条件 行政的條件 地域格差
1.00 × 1.00 × 0.98 × 1.02 = 1.00

イ 個 別 格 差：形状 個別格差
0.98 = 0.98

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態、将来発生する解体費用等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	230,000	535.76	0.13	16,020,000

ウ 現価率：(定率法)

物件2の減価修正にあたっては、耐用年数に基づく方法のうち定率法を採用し、それにより求めた現価率を基本として、これに観察減価法による補正を施して現価率を査定した。

$$\text{物件2: } R \times \frac{n}{N} \times (1 \pm q) = 0.14 \times 0.90 = 0.13$$

項 目	物件区分 2
R : 残価率	10%
n : 経過年数	約34年
N : 経済的全耐用年数	約40年
q : 観察減価法による補正率	-10%

* 観察減価法による補正率は、保守管理の状態等を考慮。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	16,770,000	0.50	法定地上権	8,390,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	16,770,000	－ 8,390,000		0.98	0.70	5,750,000
2	16,020,000	＋ 8,390,000	1.00	0.98	0.70	16,750,000
一 括 価 格 (合 計)						22,500,000

ウ 占有減価修正： 2階のテナントは最優先の賃借権と判断されるが、自用のビルの一部を収益目的のために賃貸しているものと思われるので占有減価修正は行わない。なお、敷金の授受はないので敷金の引き受けはない。

エ 市場性修正： 建物内に大量の工事資材等の残置物があり撤去費用がかかる可能性がある。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地標準価格：基準地「北九州八幡西(県)5-2」

所 在：北九州市八幡西区黒崎4丁目23番12

住 居 表 示：黒崎4-1-18

価 格：122,000 円/㎡ (対前年変動率 10.9%)

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：227㎡

地 域 の 概 要：中層の雑居ビルのほかに駐車場等が見られる商業地域

接 面 街 路：西側 幅員 約8.0m 市道

供 給 処 理 施 設：水道、ガス、下水

位 置：JR鹿児島本線「黒崎」駅の南方、道路距離350m。

用 途 指 定 等：商業地域 (建ぺい率 80%、容積率 800%)

防火地域

第7 附属資料の表示

1	位置図	2	葉
2	公図(写)	1	葉
3	建物図面・各階平面図(写)	1	葉
4	土地建物位置関係図	1	葉
5	間取図	3	葉
6	現況写真	2	葉

(BIT用は位置図のみ添付。その他は現況調査報告書を参照)

以 上

